

葛城市企業版ふるさと納税マッチング支援業務 受託候補者募集要項

1 業務名称

葛城市企業版ふるさと納税マッチング支援業務

2 業務の目的

地方創生応援税制を利用した寄附を検討する企業（以下「寄附見込企業」という。）に、葛城市地方創生事業への寄附を働きかけ、寄附の獲得を目指すことを目的とする。

3 業務内容及び契約内容

別紙仕様書のとおり

4 受託候補者の選定

本業務を受託しようとする者は、契約締結に先立ち、あらかじめ葛城市の審査を受け、受託候補者として選定されていなければならない。

5 受託候補者募集期限

令和9年1月29日（金）17時まで

6 申込資格

次に掲げる条件をすべて満たす法人又は個人で事業を行っている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。
- (4) 奈良県の契約に係る入札参加の停止等措置要領又は葛城市の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 葛城市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成24年葛城市告示第125号）別表に掲げる措置要件の1から5までのいずれかに該当する者でないこと。
- (6) その他仕様書記載の要件を満たしていること。
- (7) 法令等により許認可が必要な場合はその許認可を受けていること。

7 応募に関する事項

- (1) 本業務を受託しようとする者は、次の書類を各1部提出すること。

ただし、令和8・9年度葛城市建設工事等入札参加資格審査申請を提出済みの場合は(イ)～

(オ)の書類は省略可能です。

(ア) 申込書（様式第1号）

(イ) 商業登記簿謄本（写し）又は履歴事項全部証明書（写し）・・・管轄の法務局で発行

(ウ) 印鑑証明書（写し）・・・法務局で発行

(エ) 事業者概要（任意様式）

(オ) 納税関係書類（発行から3ヶ月以内のもの）

すべての税目について未納又は滞納がない旨の証明書

【A：市内本店業者及び市内に営業所等のある業者】

⇒市税・県税・国税（消費税及び地方消費税を含む）

【B：県内業者及び県内に委任を受けた支店・営業所等のある県外本店業者】

⇒県税・国税（消費税及び地方消費税を含む）

【C：県外業者】

⇒国税（消費税及び地方消費税を含む）

※ 代表者が市内在住の場合は、代表者個人にかかる市税についても納税証明書が必要です。

※ 市税の納税証明書は必ず原本（写し不可）を添付してください。

※ 国税は、所轄税務署発行の納税証明書（様式その3の2[申告所得税]又はその3の3[法人税]）を添付してください。（指定様式以外の証明書不可）

(2) 提出先

葛城市企画部企画政策課

(3) 提出方法

郵送 または 持参

提出先 〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地 葛城市企画部企画政策課

8 審査に関する事項

(1) 書類審査

随時、企画部企画政策課が(2)に掲げる審査項目により審査する。

(2) 審査項目

(ア) 申込資格条件を満たしているか

(イ) 自社のノウハウやネットワークを活かした手法が提案されているか

(ウ) 企業へのアプローチ方法や寄附見込企業の開拓方法は効果的かつ実現性のあるものとなっているか

(エ) 受託実績について、本業務において成果が期待できるような内容となっているか

(オ) 体制提案された取組が確実に実施されるような業務実施体制が整えられているか

(3) 審査結果通知

審査の日から14日以内に、審査結果通知書（様式第2号）により、申込者へ郵送またはメールで通知する。

9 失格事項

申込者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 申込資格の要件を満たさない場合
- (2) 提出書類に事実と異なる記載があった場合
- (3) その他公正を欠いた行為があったと葛城市が認定した場合

10 その他

- (1) 申込書等の作成及び提出等に要する経費は、すべて申込者の負担とする。
- (2) 書類提出後の内容修正及び変更については一切認めない。
- (3) 提出された全ての書類は、受託候補者の審査事務以外には使用せず、また返却しない。
- (4) 提出された申込書等の審査内容、審査経過については公表しない。
- (5) 選定結果についての異議申立は一切受け付けないため、了承した上で参加すること。
- (6) 関係法令及び葛城市契約規則を確認しておくこと。
- (7) 検討すべき事情が発生した場合は、別途協議を行う。

11 問い合わせ先

葛城市企画部企画政策課

〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地

電話番号 0745-44-5016（直通）

アドレス kikaku@city.katsuragi.lg.jp